商業動態統計調査（統計調査番号　A03）

㊙

基幹統計 **商業動態調査票**

提出用

乙

調査票番号	0002
提出先	都道府県知事
提出日	翌月10日
部数	2部

（一般事業所用）

平成　年　月分

都道府県番号	事業所番号

★この調査票は、調査開始の翌月以降に使用します。
★記入に当たっては、裏面の記入注意を必ず参照してください。

1. 事業所名及び事業所所在地	電話 市外局番（　　） 局　番

2. 商品販売額 調査月の商品販売額の合計を記入してください。 「¥」記号は付けないでください。	番号	月間商品販売額 A 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円
	0101	
3. 月末従業者数	0201	人

備考

この調査票の内容について照会されたときに答えることのできる人の職名及び氏名	平成　年　月　日 報告者の氏名

★この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となったすべての事業所は報告の義務があります。
★この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、**個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。**
★この調査は、**事業所ごとの調査**ですから、支店などをもっているときは、その支店などの分は含めないでください。

経済産業省（産業統計室）

公　告

諸事項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第９６９号
静岡市清水区入江１丁目19番16号
債務者　有限会社アールプランニング
代表者代表取締役　大橋　徹也
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　里見
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月22日午前10時50分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９９５号
静岡県伊豆の国市大仁74番地の13
債務者　株式会社ＷＩＴ
代表者代表取締役　小野　昇
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相良　優太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月11日午後１時30分
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２０５２号
京都市左京区吉田神楽岡町158番地
債務者　株式会社大栄
代表者代表取締役　久矢　安宏
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舩橋　恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月24日午後３時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０６０号
大阪府泉大津市昭和町４番21号
債務者　株式会社目黒材木店
代表者代表取締役　目黒　和弘
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白崎　識隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月25日午後２時
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１９４号
大阪府和泉市尾井町１丁目５番26号
債務者　有限会社塩見伊商店
代表者取締役　塩見　茂浩
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白崎　識隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月25日午後２時
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１５９号
兵庫県尼崎市栗山町２丁目21番29号
債務者　有限会社平成建設
代表者代表取締役　平山　次郎
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　吉彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月25日午前10時
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１９７０号
大阪府松原市天美我堂７丁目４－１、商業登記簿上の本店所在地大阪府松原市天美我堂７丁目470－1
債務者　有限会社関西テクニカルサービス
代表者取締役　早川　達也
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大井　理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月12日午前11時
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９７４号
堺市堺区少林寺町西１丁１番８号　エスワンビル４階
債務者　株式会社松田商会
代表者代表取締役　松田　武
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大井　理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月12日午前11時
大阪地方裁判所堺支部破産係